

マンション共用部への階段昇降機設置に関する検討

市川 誠

高齢や障害によって階段の上がり降りの困難な方を対象とした福祉機器に「階段昇降機」があります。平成 19 年、ある居住者から「共用部の階段に階段昇降機を設置できないか」との問合せがあり、これに対する資料を作成しました。結論は建築基準法上、また、物理的に設置は不可能ですが、関心のある方もいらっしゃると思いますので検討内容を紹介します。

1. 建築基準法施行令

建築基準法施行令で建物の階段の幅員が定められています。この階段幅は火災などで避難通路として使用することを前提に最低限の数値として定められたものです。当マンションの階段室の階段幅は 120cm で、階段昇降機のレールなどのボルトなどで固定される恒久的な構造物（構造物）を設置する寸法的余裕はありません。

第 23 条 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。（後略） [表は当マンションに該当するものの抜粋]

階段の種別		階段及びその踊場の幅（単位 センチメートル）	けあげ寸法（単位 センチメートル）	踏面の寸法（単位 センチメートル）
(3)	直上階の居室の床面積の合計が 200 平方メートルをこえる地上階又は居室の床面積の合計が 100 平方メートルをこえる地階若しくは地下工作物内におけるもの	120 以上	20 以下	24 以上

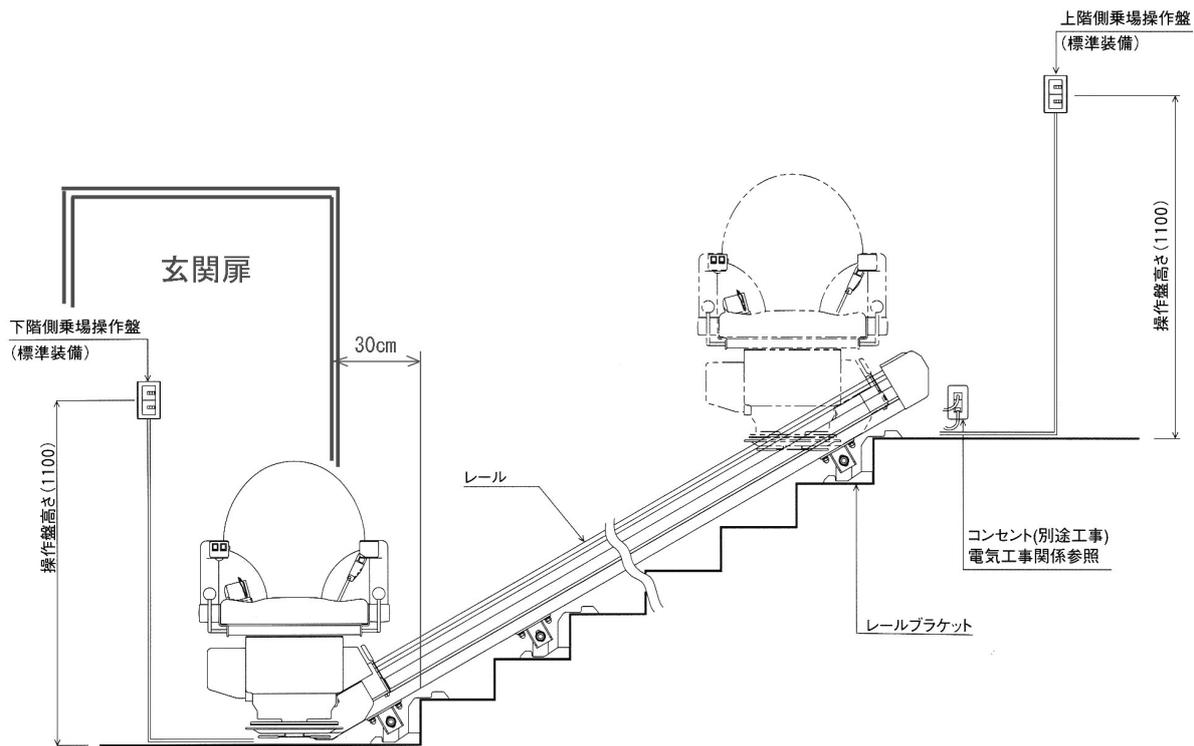
2. コープ野村南流山貳番街使用規則

コープ野村南流山貳番街使用規則の第 2 条（共用部分の使用）で「居住者は、共用部分の使用にあたり次の事項を守らなければならない。」として「(2) 廊下、階段等の共用部分に構築物および冷暖房室外ユニット等を設置（ただし、店舗は除く）したり、物品等を放置してはならない。」が定められています。階段昇降機はこれに該当することから設置することはできません。

3. 玄関扉の位置から物理的に取り付け不可能

1.、2. を別として物理的に取り付け可能かを検討したものを図 1 に示します。

これより、玄関扉の前に階段昇降機の搭乗位置がくるため、玄関扉を開閉することができません。図以外のメーカーのものも基本的に乗り降り部は水平部分が必要なため、同様の状況になります。よって物理的に設備が不可能です。



いす式階段昇降機「自由生活直線型」(クマリフト)

図1 コープ野村南流山式番街に適用した場合の検討

【参考】

いす式階段昇降機 (クマリフト)

<http://www.kumalift.co.jp/product/life/>